八　個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき（第二十九条第一項の規定により新たな個人番号カードの交付を求める場合を除く。）。

九　前各号に掲げる場合のほか、住所地市町村長が特に必要と認めるとき。

2　通知カードの再交付を受けようとする者は、前項第一号、第二号又は第七号から第九号までに該当して通知カードの再交付を受けようとするときは、現に交付を受けている通知カード又は個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該通知カード又は当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。

3　住所地市町村長は、第一項の求めがあった場合には、通知カードの再交付を受けようとする者に対し、令第二条第二項に規定する方法により、その者に係る通知カードを再交付するものとする。この場合において、住所地市町村長は、通知カードの再交付を受けようとする者から次に掲げるいずれかの書類の提示を受けるものとする。

一　運転免許証、旅券その他官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして住所地市町村長が適当と認めるもの

二　前号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって住所地市町村長が適当と認める二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）の書類（個人識別事項の記載があるものに限る。）

4　住所地市町村長は、第一項の求めがあった場合であって、通知カードの再交付を受けようとする者が通知カード又は個人番号カードを紛失し、焼失し、又は返納しているときには、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているその者の個人番号及び個人識別事項を確認するものとする。

5　通知カードの再交付を受けた者は、紛失した通知カード又は個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した通知カード又は個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。

（紛失した通知カードを発見した場合の届出）

第十二条　法第七条第六項の規定による届出をした者は、紛失した通知カードを発見したとき（前条第五項に規定する場合に該当して発見した通知カードを返納したときを除く。）は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

（通知カードの返納届の記載事項）

第十三条　令第五条第二項及び第三項の総務省令で定める事項は、通知カードの交付を受けている者の氏名及び住所とする。

（通知カードに関して講じられた措置）

第十四条　令第六条第一項の総務省令で定める措置は、第十条第一号に掲げる措置とする。

（国外転出者に対する通知カードの還付）

第十五条　市町村長は、令第五条第三項の規定により通知カードの返納を受けた場合（同項第一号に該当して通知カードの返納を受けた場合に限る。）においては、これに国外への転出により返納を受けた旨を表示し、当該通知カードを返納した者に還付するものとする。

（通知カードの技術的基準）

第十六条　通知カードに関する技術的基準については、総務大臣が定める。

第三章　個人番号カード

（個人番号カードの記録事項）

第十七条　法第二条第七項の総務省令で定める事項は、住民票コードとする。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。

（個人番号カードの記録事項の閲覧又は改変を防止するための措置）

第十九条　法第二条第七項の総務省令で定める措置は、個人番号カードに組み込まれた半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）に物理的又は電気的な攻撃を加えて、カード記録事項を取得しようとする行為に対し、カード記録事項の読取り又は解析を防止する仕組みの保持その他の総務大臣が定める措置とする。

（個人番号カードの交付申請）

第二十条　交付申請者は、令第十三条第一項に規定する交付申請書（以下「交付申請書」という。）に署名し、又は記名押印しなければならない。ただし、総務大臣の定める方法により交付申請書を提出する場合には、この限りでない。

（交付申請書の記載事項）

第二十一条　令第十三条第一項の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別とする。

（交付申請書に添付する写真）

第二十二条　令第十三条第一項の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。

（交付申請書の保存）

第二十三条　住所地市町村長は、法第十七条第一項の規定により交付した個人番号カードに係る交付申請書を、その受理した日から十五年間保存するものとする。

（個人番号カードの二重交付の禁止）

第二十四条　個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードが有効な限り、重ねて個人番号カードの交付を受けることができない。

（個人番号カードの様式）

第二十五条　個人番号カードの様式は、別記様式第二のとおりとする。

（個人番号カードの有効期間）

第二十六条　個人番号カードの有効期間は、次の各号に掲げる個人番号カードの交付を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　個人番号カードの発行の日において二十歳以上の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の十回目の誕生日まで

二　個人番号カードの発行の日において二十歳未満の者　当該発行の日から当該発行の日後のその者の五回目の誕生日まで

2　個人番号カードの交付を受ける者の誕生日が二月二十九日である場合における前項の規定の適用については、その者のうるう年以外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。

（外国人住民に係る個人番号カードの有効期間の特例）

第二十七条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民（中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この項において同じ。）のうち入管法別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格（同表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者（以下この項及び次項第一号において「高度専門職第二号」という。）及び入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者（以下この項及び次項第一号にお